

そお地区自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法第77条第1項第1号（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行規則第65条の10（平成18年厚生労働省令第19号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、大崎町、曾於市、志布志市が共同で実施する相談支援事業をはじめとする福祉施策の中立性・公平性を確保し、障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、そお地区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 関係機関によるネットワークの構築に関する事項
- (4) 障害福祉計画の具体的協議に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1右欄に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は第9条に規定する事務局の担当市町の障害福祉主管課長を、副会長は当該担当市町の障害福祉主管課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、年に1回以上開催する。

2 会議は、会長が招集するものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、議事の内容により、第3条第1項に掲げる者のうち必要な者のみをもってこれを開くことができるものとする。

4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会構成機関、その他の福祉関係機関から推薦された者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、構成市町の障害福祉主管課が別表第2に定める順により担当し、期間は2年以内とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	機 関
相談支援事業所	そお地区障がい者等基幹相談支援センター
	大隅くらし・しごとサポートセンター
障害福祉サービス事業所	社会福祉法人 博風会
	社会福祉法人 めぐみ会
	社会福祉法人 大多福会
	社会福祉法人 愛生会
	医療法人 左右会
児童発達支援事業所	社会福祉法人 愛泉福祉会
障害者等及びその家族	曾於地区身体障害者連絡協議会
	曾於地区手をつなぐ育成会連絡協議会
	NPO法人 くろしお会
社会福祉協議会	曾於市社会福祉協議会
	志布志市社会福祉協議会
	大崎町社会福祉協議会
教育	牧之原養護学校
	鹿屋養護学校
雇用機関	大隅公共職業安定所
	おおすみ障害者就業・生活支援センター
行政機関	大隅地域振興局
	大隅児童相談所
	大隅教育事務所
	曾於市
	志布志市
	大崎町

別表第2（第9条関係）

順	主担当市町	副担当市町
1	曾於市	志布志市
2	志布志市	大崎町
3	大崎町	曾於市